



今月の
テーマ : この30年を概観して①

2023年10月 Vol.31 No.10

環境と文明

認定NPO法人 環境文明21会報



トリプル・クライシスに向き合う ～気候変動、生態系、環境汚染の危機

田崎 智宏

このところ、海外の情報で「トリプル・クライシス（3つの危機）」という表現が使われていることをしばしば見かけるようになった。国連環境計画では2020年にこの言葉を使ったページが作られており、地球規模の環境問題がより危機的な状況になっていることを改めて問いかけている。

どのような危機が世界的あるいは国連環境計画にとって認識されているかという点、気候変動、生態系、そして環境汚染、なかでも大気汚染である。途上国の都市部の大気汚染はひどく、特にPM2.5の濃度はWHO基準を大幅に超過している都市が多い。人によっては、資源の浪費とそれに伴う環境破壊などの危機を加えることもあり、「トリプル」という言葉にこだわりすぎずに、3つ以上の危機に我々が直面していることと捉えておいた方がよいだろう。

病気にたとえれば、これは複合的に症状が発生している状態で、かつ入院した方がよいような状況といえるだろう。

このようなときに対症療法ばかりをしてい

ては、いたちごっこになってしまう。当面の危機を乗り越える緊急性はあるので対症療法も少しは必要だろうが、そのような対応だけでは不十分である。これは環境文明が主張し続けている人々の生活様式や企業活動といった人類の活動のあり方を創り直すことが必要という考えと同じである。

さて、翻って、日本の状況をみてみよう。実は、3つの危機は、日本の環境政策のなかでも10年以上前に取り上げられていた。2007年の「21世紀環境立国戦略」のときである。このときは、地球温暖化、資源の浪費、生態系という3つの地球環境の危機が注目され、環境政策に統合的に取り組んでいくことの重要性が指摘されていた。

しかし、先駆けた問題認識とはうらはらに、打ち出された環境立国の中身はというと、世界最先端の環境・エネルギー技術、深刻な公害克服の経験、環境保全に携わる豊富な人材、資源との共生を図る智慧と伝統の4本柱であった。それをもとに、アジアそして世界の発展と繁栄に貢献しようというのであ

る。目の前で起きており被害が分かりやすい公害問題と今の地球環境問題の性質の違いが十分認識されているとは言い難い。また、その後の日本の実態をみれば、技術過信による震災事故、再生エネルギーの普及の遅れ、国際的に環境政策を先導できる人材の不足。さらに国際交渉においては後ろ向きの態度との海外からの批判が続いている情けない状況であり、4本柱の多くがガタガタの状況である。当時の意気込みは良かったと個人的には思っているが、願望論はもはや捨て去り、極めてロジカルに戦略的に取組を考えなければならない時機にきているはずだ。

さて、複合的な危機に立ち向かうには、統合的な視点は欠かせない。複数の事象が同時に起こる場合の結果は3つある。シナジー（相乗効果）が得られる場合、トレードオフ（相殺効果、二律背反）が生じる場合、お互いに無関係な場合のいずれかである。

このなかで、シナジーは注目されやすい。IPCCの第6次報告書でも、気候変動対策の多くは、SDGsの各ゴールの実現に資すると述べている。同様に、グリーン・ニューディールなど、環境と経済を両立させようとしてきた取組もあった。これらには複数の分野をまたがる関係者の意欲を喚起させる効果と、協働して取り組むことの可能性を拡げる効果がある。すなわち、新しいイノベーションなどを創出する機会に優れているアプローチといえる。しかし、注意も必要である。トレードオフ構造を放置したままでは、シナジーを求めた取組はより多くのトレードオフを生じさせるからである。

一方、トレードオフへの着目も実は悩ましい。個人あるいは個別の会社レベルでは、2つの問題のどちらを重視したらよいか判断できなかつたり、「今度はこの側面も評価

しないといけないのか。」など自分ができることと、多面的評価で求められることとのギャップが深まったりする。結局は、誰かが強く主張する、教えてくれるまでは何もしない、という流れを生み出しやすい。

このような悩ましい状況におかれた結果、楽観主義者はシナジーに着目して新しいイノベーションなどの創出を狙い、悲観主義者はトレードオフに着目して、危機的な状況下に追い打ちをかける悪影響を回避しようとする。楽観と悲観とに分かれ、ある種の二極化が生じやすい。

どちらも正しい態度とは言えないだろう。シナジーに着目することも、トレードオフに着目することも、どちらも部分を見ているだけである。全体を良くする（それらを統合していく）には、違う視点が必要である。重大なトレードオフを引き起こす構造をシナジーもしくは無関係な構造に変えることこそ、目指すべきことだろう。

統合的な環境政策の必要性は環境基本計画でも謳われており、第3次から第5次の計画（それぞれ2006年、2012年、2018年）では環境と経済と社会の3つの側面を統合するような環境政策の方向性が打ち出されている。現在、議論されている第6次環境基本計画では、脱炭素社会（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）に向けた政策を統合していこうとしている。楽観だけ、あるいは、悲観だけに終始せず、広い視野と粘り強い議論と行動がトリプル・クライシスに直面している日本や各国に要求されている。

この30年の市民セクター

～2つの大地震と2つの非営利法人制度の確立の中で

ながれ

山岡 義典 (やまおか よしのり) / 市民社会創造ファンド 理事長

この30年は、経済的に見れば「失われた30年」の只中にあった。金利の低下と円安が続き、多くの分野で日本の国際的地位は下がり、貧富の差が拡大して貧困問題が顕在化した。その傾向は3年にわたるコロナ禍で一段と顕著になった。

そのような通奏低音の中で、市民セクターにとっての大きな節目となったのが2つの大地震の発生と2つの非営利法人制度の確立であった。

●2つの大地震が日本社会にもたらした意味

1995年1月17日未明、神戸を中心に大都市直下型の大地震が発生した。阪神・淡路大震災である。死者・行方不明者は6千4百人、全壊（焼失含む）家屋は1万1千棟。近代的なビルや都市インフラの被害も目立った。発災とともに近畿圏をはじめ、各地から多くの若者たちがボランティアに駆けつけ、ボランティア元年とも言われた。そしてそれらの支援活動を企業も応援した。

その16年後、2011年3月11日の昼下がり、三陸沖でプレート型の大地震が発生した。東日本大震災である。三陸海岸に大津波が押し寄せ、死者・行方不明者は1万8千4百人、全壊（流出含む）家屋は12万2千棟。それぞれ阪神・淡路の3倍と12倍になる。津波はさらに福島第一原発の冷却電源を直撃し、3基の原発がメルトダウンして広域にわたる放射線被害をもたらした。これまで日本になかった人工災害である。原発被災地の住民は直後に県内や県外各地に長期避難し、今も帰還困難な状況が続く。

発災直後の緊急支援やその後の復興支援あ

るいは長期避難支援に、各地から様々な思いでボランティアや市民団体が駆け付け、また被災地やその周辺では多くの新たな市民団体が誕生した。企業や行政とのさまざまな協働の仕組みも実現した。

これらの大震災の前後には、各地で地震や豪雨による自然災害が発生し、それらの救援活動の経験から、市民団体の災害支援力は大きく鍛えられた。右往左往しながら各地各様の経験が共有され、緊急時対応のノウハウが日本社会に蓄積されてきた意味は大きい。

●2つの非営利法人制度の確立

1998年12月1日、特定非営利活動促進法が施行された。90年代になって、これまでの公益法人制度とは異なる新しい非営利法人制度の必要性が叫ばれ、市民団体が議員たちとともにその立法に向けて動き出していた。そこに阪神・淡路大震災が発生し、立法の動きが加速された。紆余曲折を経て1998年3月に成立、いわば市民立法（市民参加型の議員立法）とも言うべき成立過程であった。

その目的は、様々な論議を尊重し総括する形で第1条に「ボランティアをはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」（下線は筆者）と記されている。法律名と法人格名は当初の「市民活動」から「特定非営利活動」に変換されたが、目的はあくまで「市民が行う活動」を対象とするわけで、内実的には市民活動促進法であり市民活動法人である。

その後、付帯決議をもとに寄付税制も確立し、既存の任意団体が法人化することによっ

て力をつけるとともに、多くの新しい市民団体が法人格を得て活躍してきた。企業や行政との協働も進み、各地・各分野で中間支援組織が設立された意義も大きい。

その施行の10年後、2008年12月1日には公益法人制度改革関連3法が施行された。110年続いた明治民法による主務官庁主導の公益法人制度が大転換し、登記のみで設立可能な一般法人（社団法人と財団法人）の仕組みが誕生した。それとともに、その中から一定の認定委員会の議を経て公益法人（社団法人と財団法人）の認定を得ることができるようになった。既存の公益法人（社団法人と財団法人）は、施行後5年までに新制度の一般法人か公益法人に仕分けされた。

この公益法人制度改革で最も多く活用されたのが一般法人、なかでも一般社団法人であった。特に東日本大震災後に支援活動を始めた新しい団体にとっては、迅速に法人格が得られる一般社団法人は使い勝手がよかった。法人格を取得することで、企業や行政との協働も促進されるからである。

●市民セクターの動向と今後

少し観念的な話になるが、市民セクターには市民運動と市民活動と市民事業が含まれる。「運動」は社会への訴えかけを基本とし、政府や企業を動かすための臨機な行動、とりわけアドボカシー（権利擁護／政策提言）が重要になる。「活動」は必要と思ったことは自らが実践することを基本とし、仲間を呼びかけて持続的な組織運営をすることが求められ、市民の参加や企業や行政との協働の視点も重要になる。「事業」はモノやサービスの供給を通じて現在のニーズに対応することを基本とし、初期投資と対価収益によって組織を維持する経営能力が求められる。これらの区分はそれぞれ別のものというより、重点の

強弱の違いと考えた方がよい。そしてその重点は、時代状況や制度・政策によってシフトする。

日本の市民セクターの動きをやや強引に振り返ると、1960-70年代の20年は市民運動の力がついた時代、1980-90年代の20年は市民活動の力がついた時代、2000-10年代の20年は市民事業の力がついた時代と言える。そして2020年代に入り、「新しい市民運動」の力がつき始めたように見える。「新しい」と言うのは、活動と事業の経験を踏まえた上での運動ということである。

これまでの30年は、運動の弱まりとともに活動が強くなり、更に事業の強まりも経験し、新たな運動の時代に至った時代と言える。先に見た2つの大地震の発生と2つの非営利法人制度の確立は、深いところで関係しながら推移した。

それぞれの団体や分野の30年の歴史を、そのような視点から振り返ってみるのも意味がある。特に今後のことを考える場合、まだ兆に過ぎない「新しい運動」をどう強めて実態化し、30年代に続く動きにできるかどうかの一つの重要な課題になるであろう。

●「環境文明21」の今後への期待

この30年、「環境文明21」は大きな歩みを重ね、貴重な実績を積み上げ、多彩な立場の人々との繋がりを築いてきた。これらの財産を、どう生かして今後を展望するか。

その一つの視点が、「新しい市民運動」という発想ではないか。8年前に創設された「グリーン連合」は、まさにその前触れともなる動きであった。このようなネットワーク組織の土台を強化するとともに、その創設や運営の経験を栄養素にして独自のイメージを具体化し、「環境文明21」ならではの先を見据えた試行錯誤に挑戦されることを期待したい。

環境報道の 30 年

ながれ

井田 徹治 (いだ てつじ/共同通信社編集委員)

今から 30 年余り前、1992 年は地球環境問題にとってもそれを報道する日本のメディアにとっても非常に重要な年だった。

水俣病などの公害問題が大きな注目を集めた 1972 年、ストックホルムでの人間環境会議以来、世界各国の首脳が集まって環境と持続可能な開発の問題を議論したりオデッセイの環境開発会議「地球サミット」が開かれた。

地球温暖化や生物多様性の消失など、公害問題のような地域的な環境汚染問題とは大きく違っていたいわゆる「地球環境問題」をどう伝えるかが、サミットの準備段階や事前交渉を含めて日本のメディアにとっての大きな課題になった。ほとんどがこれまで接したことのない課題だったからだ。

「生物多様性」という言葉が主要メディアに始めて登場したのは手元のデータベースによれば 1991 年 11 月のことだ。

サミットに関連しては多くのメディアがブラジルや東南アジアの森林破壊や汚染の問題を、現地ルポを含めて伝えるなど、積極的な報道を続け、生物多様性条約と気候変動枠組条約という二つの条約、サミットで採択される宣言の交渉過程などをかなり詳細に報じた。それまでほんの一部の記者の課題だった環境問題が、政治部や外信部などを含めた重要な取材テーマとなり、地球環境問題報道が日本でも花開く結果となった。

だが、それは長くは続かず、地球サミットの終幕とともに、日本の環境報道は急速に勢いをなくしていった。

1995 年 1 月にはベルリンで気候変動枠組条約の第 1 回締約国会議が開かれた。この年

はオゾン層保護のためのウィーン条約採択から 10 年となる記念の年で、オゾンホールが発見に功績を挙げたローランド、モリナの両博士がノーベル化学賞を受賞するなど、オゾン層保護にとって記念すべき年となった。

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) はマドリッドで開いた第 1 作業部会の会合とそれに続くローマでの総会で紛糾の末、極めて控えめな表現ながら初めて人間活動が気候システムに影響を与えていることを示唆した第 2 次評価報告書を採択した。

地球サミットのフォローアップとしても重要なイベントが多かったのだが、日本メディアの関心は極めて低かった。ウィーン条約の締約国会議、IPCC の二つの会議に日本から取材のために参加したのは筆者と朝日新聞の竹内敬二記者の二人だけだった。

大きなイベントの際には濃密過ぎるほどの過熱した報道が行われ、イベントが終わると急速に終息し、持続的な報道につながらないという状況は、それから 2 年後に京都市で開かれた気候変動枠組条約の第 3 回締約国会議、2010 年に名古屋市で開かれた生物多様性条約第 10 回締約国会議、2009 年、コペンハーゲンでの気候変動枠組条約第 15 回締約国会議、2015 年、パリでの同 21 回締約国会議などの際に繰り返されている。

気候変動に関する報道に関しては、2021 年、当時の菅義偉首相によるカーボンニュートラル宣言の後、イベント主義からの脱却の兆しが見られることも事実だ。地球沸騰時代と呼ばれるまでに深刻化した気象災害などの多発も背景にあるだろう。2021 年から 23 年に至る IPCC の第 6 次評価報告書に関する一

連のプロセスに関する報道も、過去に比べればかかわる記者の数も記事の質も大幅に向上し、気候変動の科学に関する詳細な報道がなされるようになってきた。カーボンニュートラルや気候変動に関する経済関係のニュースや論説も大幅に増えた。といっても「気候変動」をキーワードに、朝日、読売、毎日という主要3紙の記事の本数を調べてみると、記事の数は21年をピークに大きく減少する傾向にある。

生物多様性や種の絶滅、土地劣化や農業や漁業に関する環境問題など気候変動以外の地球環境問題に関しては、メディアの関心は決して高いとはいえず、生物多様性保全上、非常に重要だった22年12月、モンテリオールでの生物多様性条約第15回締約国会議の報道も欧州などでの報道に比べて、大きく見劣りしたというのが実感だ。

BBCやガーディアン、ル・モンド、南ドイツ新聞など欧州の主要メディアでは、連日のように気候変動以外の環境関連のニュースも頻繁に取り上げられているのに対して、日本メディアの地球環境問題に関する報道は、量の点でも質の点でも遅れをとっており、環境報道が日常のニュースの中で重要なものだと認識も不十分だといえるだろう。

筆者の独断ではあるが、これにはさまざまな理由があると考えている。一つは環境報道に関するメディア各社のトップマネジメントの関与の少なさである。企業の環境問題への取組の成否を分けるのはトップマネジメントの関与の有無であると言われるが、これは日本のメディア各社にも当てはまる。これは環境分野の取材に投じる人材と資金の少なさという形で現れる。例えば、ドイツのある新聞社には「エネルギー部」というエネルギー問題を専門にする記者が多数所属する組織があるし、BBCは気候変動問題を専門とする記者を複数抱えている。これらの記者は、海外の環境破壊のルポや環境に関する科学的な

ニュース、シンクタンクやNGOによる調査報告書の報道など多面的な報道に取り組んでいる。これに比べて日本の記事は質においても数の点でも大きな遅れを取っている。

また、環境だけでなく日本メディア全体の問題として指摘される「記者クラブ問題」も日本の環境報道の質の低下に大きな影響を与えている。気候変動問題を考える上で、重要なエネルギー政策は経済産業省が牛耳っており、ほとんどの記事は同省の記者クラブに所属する記者が書くことになり、彼らの取材は役所発の、時にはバイアスのかかった情報に多くを依存することになる。

しかも時間もなければ英語力も高いとはいえないので、主に英語で流通する海外情報に触れる機会は少なく、海外のシンクタンクや国内外のさまざまなデータ、多様な識者への取材はおろそかにされる。上記のように環境やエネルギー問題の報道に投じられる人材も資金も少ないのだから、彼らが安易な役所情報に依存することも当然だ。

近年、地方自治体の中には国の政策を上回る良質な環境やエネルギー政策を展開しようとするところも少なくないのだが、日本の主要メディアでは、資金的な問題から地方の取材網の縮小が続いており、記者もそこまでは手が回らないというのが実情だ。

この30年間、確かにメディアの中での環境問題への関心は高まり、記事の数も大幅に増えてきたが、日本の環境報道が抱える課題は山積している。

この間、環境保全や持続可能なエネルギー社会を実現するための取組において、日本は欧米に大きく遅れを取った。海外に目を向けず、多面的で多様なソースからの取材もないがしろにし、内向き度の強まる国内の企業や省庁の取材に過度に依存していたら、環境報道においても、政策と同様に、グローバルなスタンダードからどんどん遅れを取るようになるだろうとの懸念を抱いている。

持続可能で公正な地球の未来は可能か

ながれ

松下 和夫 (まつした かずお / 京都大学名誉教授、

公益財団法人地球環境戦略研究機関シニアフェロー)

1988-89年版の『地球白書』(レスター・ブラウン主宰のワールドウォッチ研究所刊)日本語版のまえがきに、かつて筆者は次のように記した。

「平成元年の今年生まれた赤ちゃんが、40歳代にさしかかったころの地球は、どんな状況だろうか。(中略)気候関係の科学者たちの最新の見通しによれば、もし世界が「今日のままの道」(BaU)をたどるとするならば、2030年頃には「温室効果ガス」による地球の温暖化のために、地球の温度が1.5℃から4.5℃上がり、地球上の海水面が20-140センチ上昇するという。(中略)平成生まれの赤ちゃんたちに、より良い地球を遺すために、私たちは何をすればよいのだろうか。」

30年以上たった今日、私たちはより良い地球を遺すために効果のある具体策を取ってきただろうか。答えは明らかに否である。ちなみに35年前に発刊された「地球白書」には、現在でも必要とされる対策(処方箋)がほとんどすべて網羅されている。

国連のグテーレス事務総長が述べているように、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」。気候変動の影響は異次元の速さで現実化し、それに対処するにはかつてないスピードでの取組が必要なのである。

●冷戦から相互依存の時代、そして平和の配当への期待と地球サミット

1980年代は、ベルリンの壁の崩壊、東ヨーロッパの自由化という劇的な出来事で幕を閉じ、冷戦の時代から相互依存の時代への移行が本格化した。軍縮と「平和の配当」への期

待と新たな国際協調の機運も高まった。その象徴的な出来事が、92年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」(環境と開発に関する国連会議)であった。これは、当時地球環境問題が噴出し、国際政治の重要課題として浮上するとともに、経済・環境両面での地球規模での相互依存関係の増大を背景に開催されたものである。

地球サミットのプロセスでは先進国と途上国の立場の違いを軸として、深刻な論争が戦わされた。最大の課題は開発のための資金の確保と国際的な資金・技術の移転の拡大であった。持続可能な発展の実現には環境保全だけでなく、社会的側面、そして経済的側面も重要な要素である。途上国の最大の課題は貧困の撲滅と生活水準の格差是正であった。そのため政府開発援助(ODA)などによって先進国から開発途上国への資金の移転と、環境上適正な技術の移転の必要性が強調された。

地球サミット後、個別の地球環境問題については、気候変動枠組条約や生物多様性条約をはじめ、多くの多国間環境条約が締結され、各国内においても様々な政策的・技術的対応がとられてきた。その結果、今日の環境政策・技術の体系は格段に高度化している。

しかしそれらの対策が所期の成果をあげているかと問われると、答えは残念ながら否である。その原因は、世界の指導者の大半が経済成長第一主義に固執し、目先の利益が重視され、環境破壊の社会的費用を汚染者に支払わせることを怠ってきたからだ。環境対策は、経済成長の妨げにならない範囲で対症療法的に実施され、問題の根本的・構造的な変

革には程遠かった。

●「成長と拡大・戦争と破壊の世紀」から

「平和と持続可能な発展の世紀」へ

振り返ると、20世紀は経済的には「成長と拡大の世紀」であり、政治的には「戦争と破壊の世紀」であった。21世紀は「平和と持続可能な発展の世紀」にすることが人類の希望のはずだった。92年の地球サミットを受け、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2030年に向けた人類の希望を具体的に表現したものである。しかしながら21世紀に入ってから今日まで、世界は平和と持続可能な発展への道筋からますます乖離している。とりわけロシアのウクライナ侵攻の勃発は、国際的な分裂と対立の深刻化と、軍拡の時代の復活を象徴している。

●社会変革思想としての「持続可能な発展」

そもそも「持続可能な発展」は、経済発展を環境的・社会的に持続可能なものにすることを意図して提唱された。国連が設置したブルントラント委員会報告『地球の未来を守るために (Our Common Future)』(1987年)では「将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす開発」として定義している。これは経済開発が将来世代の発展の可能性を脅かしてはならないという世代間責任を明確にしたものだ。持続可能な発展は、本来環境的・社会的・経済的な持続可能性を維持した発展を意味し、人々の生活の質的向上と生態系の持続可能性の維持を目的としていた。

この背景には、「経済成長と環境の保全は本来対立矛盾するものではなく、経済発展を環境的に持続可能なものにするには十分可能である。さらに、世代内部と世代間での環境的・社会的な正義を実現することも可能

だ。」との認識と期待があった。ところが現実の世界では、経済的持続可能性のみに焦点がおかれ、環境問題に対しては経済成長維持を前提とした技術中心主義的なアプローチのみが重視されてきた。

ブルントラント報告においては、持続可能な発展につき、「資源の開発、投資の方向、技術開発の傾向、制度的な変革が現在および将来のニーズと調和の取れたものとなることを保証する変化の過程である」とも述べられている。これは持続可能な発展が、社会の技術や制度と深く関わり、変化のプロセスに着目する必要性を述べたものである。この定義を敷衍すると、「持続可能な発展」とは、新しい環境社会像を提示すると同時に、そこに向けた不断の変革への政策プロセスを意図した環境思想であるといえる。言い換えると、各国および国際社会が、その集約的な政治行為と政策設計によって、地球環境の限界を認識し、従来の経済発展パターンを再設計することを期待していたのである。「持続可能な発展」は、多様な環境問題を解決するとともに、ポスト高度産業社会の「新しい環境社会像」を構想し、社会的公平性を確保するとともに、その実現に向け制度、技術、資源利用、投資のあり方を継続的に変革し統合し、社会システムそのもののイノベーション(革新)が求められている。欧州グリーンディールが示すように、今や経済発展の唯一の道は、まっとうな環境対策に投資を集中することである。

人新世 (Anthropocene) に生きる私たちは、「有限な惑星(地球)において、持続可能な環境・社会・経済を実現するには、無制限の経済成長は持続不可能であり、従来のシステムには欠陥がある」との認識が必要である。今日、持続可能な発展経路への社会のシステム転換が、環境・経済・倫理面からも不可避なのである。

この30年で、日本や世界はどう変わったか ～各分野から見た変化～

ながれ

後藤 敏彦 (ごとう としひこ / サステナビリティ日本フォーラム 代表理事)

●企業社会を取り巻く変化

1990年代、地球環境問題が企業社会にとって大きな課題になる端緒は1990年前後、リオの地球サミットの準備段階での産業界を取り巻く動きであろう。エクソン・バルディーズ号でのオイル汚染を契機に策定されたシリーズ原則も重要なイニシアティブの一つであった。環境マネジメントシステム(EMS)の規格化の動きも始まり、1996年にISO14000sの最初のものが公表され、以降の産業界の環境取組には大きく影響を与えてきている。

企業の環境情報公開へのニーズ・圧力も同じころ始まり、任意の様々なガイドが作成され上記の動き等と相俟って大きく発展してきた。

2000年前後から、企業の取組へのニーズは環境だけではなく、サステナビリティへと変わってきたが、これには筆者も理事等として関わったGRI¹も大きく寄与したものと自負している。なお世上、CSR、ESG²、サステナビリティ等の横文字が飛び交っているが、企業社会での大きな概念としてはほぼ同義語であり、本稿ではサステナビリティで通す。

故コフィー・アナン氏の功績は大きい。国連事務総長として国連グローバル・コンパクトを提唱したのは1999年のダボス会議である。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は今、企業社会の基本的コードであるが、これも同氏が故ジョン・ラギーハーバード大学教授を2005年に事務総長特別代表に任命したことから開始され、2011年に国連人権理事会の採択につながった。ESG金融の国連責任投資原則も同氏のイニシアティブ

で2006年に公表された。SDGsの前身のMDGsも同氏のイニシアティブで2001年から実施されたものである。

2010年代に入ると別表のように各種のルールがソフトロー、ハードローとして矢継ぎ早に公開、制定されてきた。

別表：環境・CSR(ESG)経営 ルール化

- ・ ISO26000(2010)
 - ・ GRI G4/スタンダード化(2013/2016)
 - ・ 国際等ご報告協議会(IIRC)統合報告フレームワーク(2013)
 - ・ EU非財務情報開示義務化(ハード・ロー)(2014)
 - ・ 金融庁チュワードシップ・コード(2014)
 - ・ 金融庁・東証コーポレートガバナンス・コード(2015)
 - ・ 国連SDGs採択(2015)
 - ・ 気候変動枠組条約COP21パリ協定採択(ハード・ロー)(2015)
 - ・ 金融安定理事会・気候関連財務情報開示タスクフォース(FSB/TCFD)最終報告書「提言」公表(2017)
- Etc.

2015年に国連でSDGsやパリ協定が採択されたが、同年にG20財務大臣・中央銀行総裁会議は、金融安定理事会に対して気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の開設を求めた。資金配分のベースとなる気候変動対応情報の不足による金融混乱に対する懸念からである。TCFDは2017年に最終報告書「提言」を公表し、以降、この提言はサステナブル金融や企業取組に極めて大きな影響を与え続けてきている。

●日本の企業社会の動き

1990年代、EMSの認証取得数も環境報告書発行数も世界に劣ってはいなかった。シリーズ原則の旧名をとってバルディーズ研究会なるNPOが立ち上げられ、企業から多くの参加者が加わったのも1990年である。2000年代に入り、環境報告書がCSR報告書に替わるのも早く、環境報告書ネットワーク(現、NSC)は2002年報告書で「CSR報告書

元年」を宣言したが、GRIが草案を出してからわずか2～3年のことであった。

京都議定書の批准のころから、結果的に企業の気候変動対応は個別企業・業界の自主的対応に任されてしまい企業社会全体としての動きは止まってしまった、というのが筆者の感想である。

SDGsやパリ協定採択以後も、先端的取組とされるRE100やSBTi³への署名や参加数は世界の中でも上位ではあるが数百社であり、企業社会全体の大きなうねりとなっているとは思えない。

●失った30年

フォーチュン500社や、時価総額上位ランキングは統計を持ち出すまでもなく日本企業の凋落は明白である。

世界経済の15%を占めていた日本は現在5%であり、端的に言えば世界が3倍になる中で日本は停滞したということである。この間、炭素生産性も主要国のトップクラスから最下位近くに落ち低迷している。

労働分配率の低下と相俟って人材投資も無形資産投資も先進国最下位レベル、デジタル化も遅れDXどころではない。

更には、原子力への固執からか再生可能エネルギーへの転換に成功していないことも停滞の大原因であろう。

●今後への期待

COVID-19にも拘わらず、2020年代に入り動きが加速化している。欧州は特に顕著で、TCFDの影響もあり2018年に10のアクションプランを立て、以降の法や規則の制定につながっている。

2020年9月にはTCFDの影響によりサステナビリティ報告ガイドラインの統一の動きが一機に顕在化し、2021年にIFRS(国際財

務報告基準)財団がISSB(国際サステナビリティ基準審議会)を設置することに至った。そして現況は、詳細説明は省くがシングル・マテリアリティを軸としたIFRS/ISSB基準とダブルマテリアリティを軸としたGRI基準に収斂している。ただし、これは対立する概念ではなく、サステナビリティ報告の観点としては、語弊を恐れずに言えば報告範囲の違いである。

IFRS/ISSBはサステナビリティ関連財務報告基準として2023年6月にIFRS S1, S2を公表し、金融庁は有価証券報告書への記載義務化への作業中である。欧州は2022年にはCSRD(コーポレート・サステナビリティ報告指令)を制定している。これはGRIの提唱するダブルマテリアリティ軸を採用し、ESRS(欧州サステナビリティ報告スタンダード)は7月31日に欧州委員会が委任法令を採択している。

この2つは日本の企業社会、企業取組にも極めて大きなインパクトを与えるもので、今から5～10年、更にはもっと長期の企業社会の変革の基点となるものと筆者は捉えている。即ち、企業の情報開示・公開・広報が大変革期に直面していることを述べたが、これはビジネスモデルを含め企業の発展戦略とサステナビリティ経営戦略・取組を一体化して初めてまともな報告につながる。グローバル企業は欧州基準に準拠せざるを得ず、変革の大チャンスとあってよい。これをバネに多くの企業が大変革することを期待している。

¹) サステナビリティに関する国際基準策定を目指すNGO

²) 環境・社会・ガバナンスを考慮した金融・事業活動

³) Science Based Targets initiative。気候変動を防ぎ、ネットゼロ経済における企業の競争力を高めることを目的として2015年にWWF、CDP、世界資源研究所(WRI)、国連グローバル・コンパクトにより設立された共同イニシアティブ

地球温暖化の猛威がいつにやってきた

佐々木 勝裕 (ささき かつひろ／岩手県一関市在住)

この夏、盛岡では真夏日が42日連続して最多記録を更新し、私の住む一関でもかなり雨が降った1日を省けば、やはり43日続いたことになる。さらに8月の熱帯夜が16夜、2001年から22年までの総計が14夜なので著しい急増だ。このような記録づくめのことが北日本や東日本などでも容易に見られるようになり、世界では猛烈な熱波に、干ばつ、山火事、豪雨、ハリケーンなどが続く。

変わる農家の季節感

現住所にJターンして25年、毎年水稲「ひとめぼれ」を育てているが、バインダーによる稲刈りはいつも9月の中下旬と決まっている。しかし、今年は稲の成熟が非常に早く、早い年に比べても半月ほど早い。8月下旬には稲刈りの適期となったが、30数℃を超える気温での農作業は熱中症の危険が伴うため躊躇、結局9月3日から始めた。

近くに住むブルーベリー農家の知人によると収穫の開始が年々早まっているが、今年は昨年よりも10日ほど、収穫終了は20日ほど早く、収穫期間が短くなり収穫量も減っているとのこと。

農作業の初めや終わりが半月もずれると長年身に染みついた百姓暮らしの季節感が頼りにならず、温暖化の激化に伴いそのリセットを強いられている。

極めて異常な三陸沖の海水温

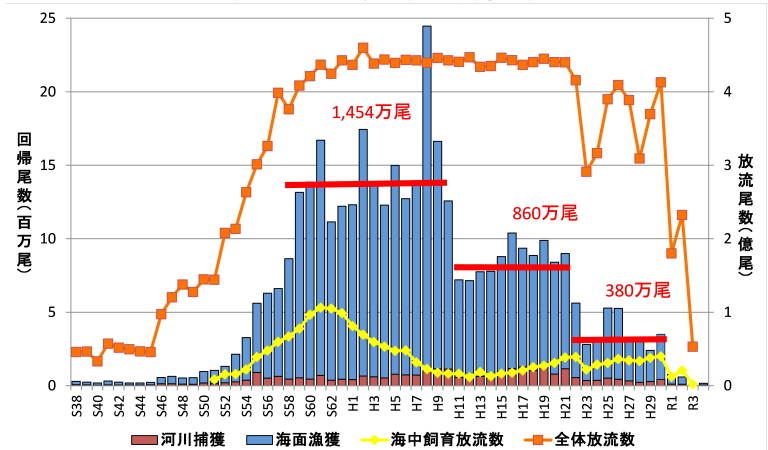
岩手県ではサンマのほかに秋サケもほとんど獲れなくなり、イクラや荒巻サケを店頭で見ることが無くなってきた。県水産技術センターによると秋サケの回帰尾数は段階的に減り、令和

になって最盛期の3%程度まで急減している(下図参照)。その原因は放流直後の三陸沿岸での稚魚生息数減少によるもので、近年の4月以降の海水温の上昇による生息適水温5～13℃の日数が急減していることと関連付けられている。

そのことが気になり、春ごろから日本近海の海面水温データを時折閲覧すると三陸沖での平年差が+2～3℃のピンク色ではなく真っ赤っ赤、5℃以上も高い日が続いていた。気象庁が同海域で7月下旬に調査した結果が8月9日に発表されたが、タイトルは「三陸沖の海洋内部の水温が記録的に高くなっています」だ。黒潮続流の北上により表面では4℃程度、深さ300mでは10℃も高くなっているとし、更に踏み込んで「水産資源の分布などに関連する海洋環境への影響が懸念されます」と結んでいる。サンマや秋サケに限らず、一層深刻な事態になりそうに思えてしまう。

大気中のCO₂濃度の増加が止まらず、海水温の上昇も続き、「地球沸騰化」や「気候崩壊」の危機が語られている。数年後に今を振り返ると、2023年から地球温暖化の猛威がより顕著になったと語られそうだ。

秋サケの回帰尾数と放流尾数

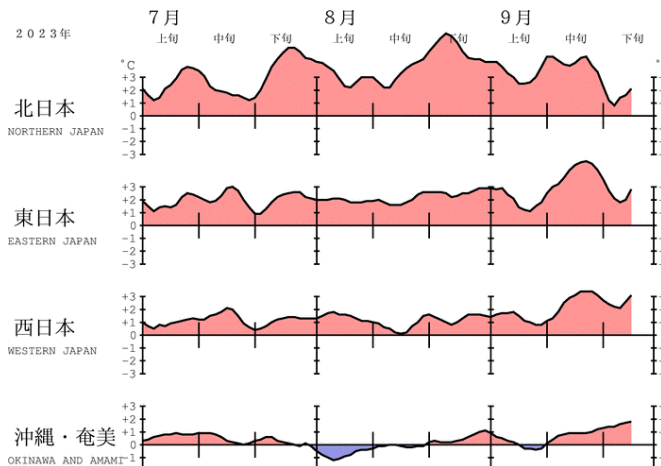


岩手県水産技術センター提供、一ノ関地球温暖化対策地域協議会発行「広報eco第34号」から転載

データから見える日本の異常気象

事務局

図1 前3か月間の気温経過：地域平均気温平年差の5日移動平均時系列



日本の年平均気温偏差の経年変化を示したものの。細線（薄い線）は各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（濃い線）は偏差の5年移動平均値、直線は長期変化傾向を示している。基準値は1991～2020年の30年平均値。図から、各年や5年移動ではばらつきがあるが、長期変化傾向としては日本の年平均気温は上昇傾向にある。

本年度は沖縄・奄美を除く日本のほぼ全地域で平年よりも気温の高い日が続き、その上昇幅も、北日本では3℃を大きく上回る日が続いた。8月下旬をみると、5℃近く上回っている時期も存在するため、今年の夏が平年よりも異常に暑かったことが伺える。

図2 日本の年平均気温偏差（1898～2022年）

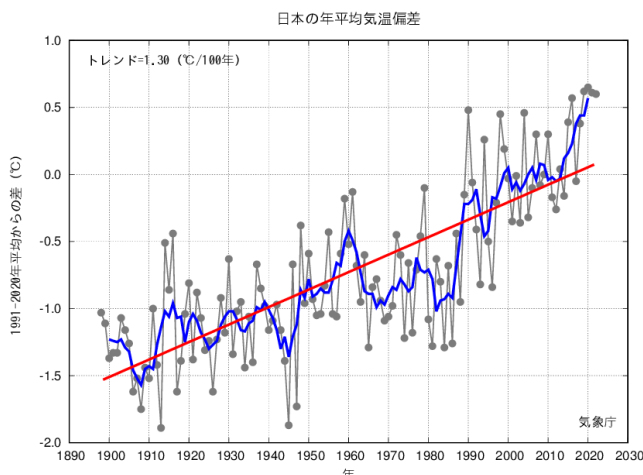
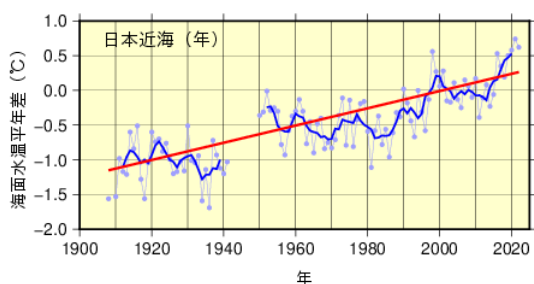
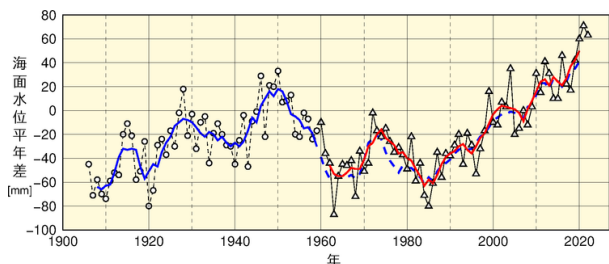


図3 日本近海の全海域平均海面水温（年平均）の平年差の推移



2022年までのおよそ100年間にわたる海域平均海面水温（年平均）の上昇率は、+1.24℃/100年である。この上昇率は、世界全体で平均した海面水温上昇率（+0.60℃/100年）より大きく日本の気温上昇率（+1.30℃/100年）と同程度の値であることが分かる。

図4 日本沿岸の海面水位変化（1906～2022年）



2020年の日本沿岸の海面水位は、平年値（1991年～2020年平均）と比べて63mm高く、統計を開始した1906年以降で2021年の71mmに次いで2番目に高い値である。

※グラフは気象庁データ引用、文章は参照

経営者環境力と今後の展望について

吉本英代 (よしもと ひでよ/株式会社ゆいわく 代表取締役)

株式会社ゆいわくの吉本と申します。

2022年度経営者環境力大賞をいただき、誠に光栄に存じます。私どもゆいわくは保険代理店です。本店を世界的大都市の中心、東京都杉並区におき、世界自然遺産である鹿児島県の奄美大島と徳之島にそれぞれ支店を開設している、ユニークな会社です。事業内容は、保険代理業を中核に、積極的に事業多角化を行い、保険を中心とした全事業の品質と生産性の向上、地域貢献、地方創生に取り組んでいます。

私は徳之島の出身です。島自体が、奄美大島とともに、2021年にユネスコの世界自然遺産に登録されました。エメラルドブルーの海や、色とりどりの熱帯の花や極彩色の鳥たち、穏やかな島民の笑顔は私の原風景の一部です。大海に浮かぶ小さな島々は、古来より大自然と人々とが共存して、伝統と革新とをうまく織り交ぜて、人々が助け合って、発展してまいりました。大都会にはない、目に見える自然環境の中で育ちました。

社名の由来は徳之島の方言です。「農作業などを通じて助け合いながら作業すること」を「ゆいわく」と言います。ゆいわくの「ゆい」と、働く（仕事）の“Work”を合わせて、「お互い助け合い強く結びつく仕事」という思いを込めて、『ゆいわく』としました。本店（東京）、奄美大島、徳之島とそれぞれの拠点間で人事も情報も活発に交流して切磋琢磨しています。それぞれの地域性を活かしながら営業活動を展開し、地域社会と一体となり、地域活性化に取り組んでおります。

私は常々、生産性向上と品質の向上を強く意識しながら会社の経営をしております。「最小限のエネルギーで最大限の成果」をモツ

トーにしています。仕事や生活でも必ず発生するCO₂を最小化することができると思います。

例えば高齢者雇用です。現在当社では、81歳を筆頭に70歳代が3人、現役で保険営業に従事しています。若手のサポートスタッフと一緒にチームワークを発揮し、生き生きと働いています。高齢になっても社会と関わり、仕事をすることによって人は必ず健康管理をします。その結果、病気せず、医療費の軽減にも貢献します。医療行為の量の削減＝CO₂の削減に資すると考えています。

また保険会社「東京海上日動」と連携して、グリーンイノベーションの一環として、デジタル技術を最大限活用した「ペーパーレス」にも取り組んでいます。用紙代や印刷代などコスト削減、3拠点間のリアルタイム情報共有などの業務効率化、省スペースによる賃料抑制などの経済的メリットが大きいだけでなく、個人情報記載されている重要書類の紛失・盗難リスクが低減します。さらに、テレワークなど働き方の多様化も促進することから、環境負荷を大きく減らす取組だと思っています。紙、インクや電気、ファイル用品、保管場所という目に見えるモノだけでなく、テレワークによる移動量の大幅削減も実現しています。

私どもは大企業ではありませんが、保険代理業の業界の中では比較的企業規模が大きく、日頃からM&Aにも注力しています。多様な経歴の、多くの募集人が結集して、一つの理念のもとに高品質の保険代理業を推進していくことは、「お客様本位」「生産性向上」「品質向上」を実現していくこととなります。求められるサービスを、効率的に的確に、高い

経営者「環境力」大賞を受賞して

レベルでご提供し続けること、これも又、脱炭素にも通じるものと確信しています。

奄美大島支店では、島民と島外にいる家族をデジタル（ネット）でつなぐ「リアルとデジタルのベストミックス」を推進しています。リアルとは、従来型の対面で面談する方法、デジタルとは Zoom などを活用してネット上で面談し、契約まで完結する方法です。従来は、保険の相談や手続きは、お客様と面談が必須で、訪問するか、ご来店いただくかの二択で、いずれにせよ、物理的に対面での面談を伴いました。ところが、新型コロナウイルス感染症を契機として、保険会社のデジタルインフラが劇的に進化したことに加えて、デジタルに対するお客様の認知も上がりました。お客様にとっても保険相談のハードルが著しく下がり、移動・時間コストも下がりました。当社はこれを強力に推進することで、自動車などの移動に関わる CO₂ の排出を劇的に減らしました。

更にふるさと納税の呼びかけや、世界遺産である奄美への来島者誘導など地方創生「島興し」にも積極的に取り組んでいます。

徳之島では保険を核とした多角経営を目指し、地域課題の解決に主眼をおいた多角経営そのものが社会貢献（島興し）と意識しています。

農業は、島々の主要産業でありながら、従事者の高齢化は徳之島でも深刻な社会問題です。当社の農業事業部では、後継者のいない高齢農家の人々に身近に寄り添い、タンカンやジャガイモなどの農産物栽培のノウハウを引き継ぎ、畑をそのまま借り受け、体力を伴う農作業は若者が担い、可能な限り農作業に従事していく。相互に補完しながら、農業を持続可能な形にするお手伝いをしています。

また、農耕器具はそのまましておくと思

えなくなり、産業廃棄物となり環境破壊にもつながります。他方、一から全て器具類を揃えるには初期投資の負担も大きいし、エネルギー負荷も大きいことから、使用中の器具をメンテナンスして、共同で使い続けることで経済的コストを低減しつつ、環境負担を減らす。これも脱炭素につながっています。

大都会（都市）と大自然（地方）とは、それぞれの特徴があります。大都会では、自然環境との距離が遠く、環境の捉え方がどこか抽象的になりがちです。地方はその逆です。この両方をよく知る当社ならではの提案や課題解決を通じて、広く社会に貢献できるように、全てのステークホルダーと共に楽しく、明るく、一步一步前進してまいります。

今後の展開は、例えば、民泊事業による空家の有効利用（新築ではなくリフォームして）、レンタカー・運転代行・配送業務による自動車稼働率の向上、国立の農業大学との連携で農業活性化を進めるなど、多岐にわたります。いずれも、保険で培った高品質な業務遂行力を活かして、多角経営で事業間の相乗効果を高めつつ、脱炭素を進めていきます。

今後も企業活動をする上で、会社としても、また経営者としても環境力を向上させながら、社会貢献も同様に取り組んでまいります。



徳之島の風景

環境文明社会づくり あれこれ(26)

源流(26)

1978年10月、環境庁大気保全局に「交通公害対策室」が新設され、私は室長に据えられた。私にとっては初めての管理職ポストである。最近でこそ、「交通公害」という言葉も見聞きすることは殆どなくなったが、70年代の日本では、産業(工場)公害とほぼ並ぶくらい深刻な社会問題であった。何故なら、当時は高度経済成長の真只中だったので、当然ながら人と物の移動も急速に増大した。しかしその運び手である鉄道、特に東海道新幹線用の鉄道システム、自動車専用の高速道路、空港といった交通の受け皿づくりの方は、膨張する人と物を滞りなく流すだけで精一杯。それに伴い発生する大気汚染や騒音・振動に対する備えは、全くといってよいほど不十分であった。

それに加えて、輸送機材である自動車、新幹線、航空機そのものも、今日のものと比べると、公害発生を抑制する設備も極めて不十分だった。石原都知事のところ(本年6月会報)でも触れたが、ディーゼルのバスやトラックは発進時や坂道では有害な黒煙をま

き散らし、飛行機(当時特に多用されたDC-8、B727など)は耳をつんざくほどの騒音で空港周辺の住民を苦しめていた。私は学生時代、鉄道工学、道路工学の授業を一通り受けたが、どの先生からも、交通公害対策に配慮した施設づくりをしなさい、などの注意を聞いた記憶はないし、私自身も当時は全く気にしていなかったことを思い出す。

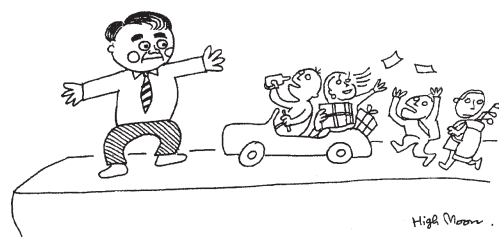
そんなわけで、当時、東京で言えば国道の「環七」沿線住民、羽田国際空港周辺住民、名古屋では東海道新幹線沿線住民、関西では阪神高速道路と重なって走る国道43号線や大阪国際空港(伊丹)など、日本の主要交通施設周辺の人々が、毎年大挙して環境庁に押しかけた。そして、自分たちの生活に振りかかる交通公害をなくしてほしいと強く訴え、年に1~2回は大臣や局長らが陳情者と直接面談し、厳しい行政批判や要望を受けることがほぼ慣例化していた。

そんな事情もあって、大気汚染や騒音・振動対策を所管していた大気保全局に交通公害対策室を設け、「交通公害問題を何とかせい」との使命を受けることとなった。就任後

加藤 三郎

に私はある先輩から、「この室の仕事は、苦情受付・処理係のようなもんだ」と言われたこともある。もちろんヨーロッパの高速交通施設周辺での住宅、学校、病院等の立地規制や、交通施設が住宅等から遠くに敷設させられていた状況を見てきていた私は、苦情処理だけに満足するつもりは全くなかった。

さて、これらの難問に対応する室の陣容は、交通に直接関係する省庁、すなわち警察庁、建設省、運輸省などから若手官僚が室長補佐として、また道路公団からも研修生が配置され、環境プロパーは私と藤田八暉さん(現、環境アセスメント学会長)ぐらいであったが、各々が、深刻化していた交通公害の防止のために、経験を活かして頑張ってくれた。この新設チームが最初に直面した課題は、地方空港のジェット化問題だった。当時、地方空港では騒音問題のため、小型のプロペラ機(YS-11)しか発着できず、これでは急増する航空需要には応えられないという問題が出ていた。<この項、続く>



日程のお知らせ

●「CO₂の見える化」オープンセミナー

日時 2023年10月20日(金) 15:00～17:00
場所 西武信用金庫昭島支店 会議室(オンライン併用)

●経営者「環境力」クラブ定例会

日時 2023年11月16日(木)

●全国交流大会(30周年)

日時 2023年12月3日(日) 14:00～
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷(一部オンライン併用)
※詳細は同封チラシまたは当会HPをご確認下さい。

●エコサロン大阪(関西グループ)

次回の会合について、日時、場所、内容は許斐(このみ)さんにご連絡ください。
(tomato331.konomidaisy@gmail.com)

環境文明 21 の主な動き(2023年9月)

- 9月 7日 グリーン連合勉強会・幹事に藤村代表参加
- 9月 8日 環文サロン開催
- 9月 16日 未来世代の権利部会開催
- 9月 21日 経営者「環境力」クラブ定例会
- 9月 25日 三井住友建設新人研修で藤村代表が講師を務める

★エコツアー参加者募集

「宇都宮市の次世代型路面電車(LRT)乗車体験 及び勉強会・意見交換会」

日時: 11月17日(金)13:00～16:30

スケジュール:

13:00 宇都宮駅東口集合

宇都宮ライトレール体験乗車

15:00 勉強会・意見交換会

(講師: 小池弘隆氏(宇都宮大学名誉教授))

16:30 終了<現地解散>

申込: 10月31日締切。事務局までご連絡下さい。

※申込みされた方には、11月初旬に詳細をお送りします。

うらかた日記 抄

■7月号のうらかたでも書いた、我が家のベランダ園芸。アサガオとフウセンカズラを種から育てましたが、日の高い5～7月はベランダに直射日光が全くあたらなかったため、なかなか成長せず。これはダメかも…と思っていたところ、8月中旬から徐々に陽があたりはじめ、そこから急成長。さらにOさんからシソを一株もらい、賑やかなベランダとなりました。アサガオはもう盛りを過ぎましたが、現在はフウセンカズラが元気で、たくさんの実をつけており、種ができるのを楽しみにしています。また、自宅で園芸をするようになってから近隣のお宅の庭も気になるようになりました。先日はフウセンカズラが二階のベランダまで伸びているお宅を発見。こんなに成長するのかと驚きました。息子のおかげで新たな楽しみが増えた夏でした。(M)



■長い夏がやっと終わり空には満月が輝く夜。突如聞こえた花火の音に外に出たものの、高い建物に遮られ見えるのは花火の淵だけ。夏の思い出は暑さだけとは残念! / ひと月遅れの誕生会で、Yさん、Hさんと久しぶりの再会。一時期私の仕事や当会の仕事も手伝ってくれた彼女たち。その後大学・高校で家庭科を教え、子育て(ほぼ終了)、家族介護、さらに遺産相続と、相変わらず忙しいようですが、常に前向きに生きている様子は遅く年下ながら脱帽です。/ スポーツ選手の活躍が話題になった昼休み。「一流選手はストイックな人が多い」という話に、「所長と同じだな」とご本人の意外な発言。「事務所から新丸子までの20分で、休憩する人をストイックとは言わない」と反論すると、「あのひと休みの間に世の中に思いを巡らせている」そう。ものは言いようです? / 新たな出された経済対策、脱炭素には逆行、パラマキとしか思えない内容に怒りが湧いてきます。いい加減に無駄遣いはやめて、環境や教育、本当に支援が必要な人達のために私たちの貴重な税金を使っ

てほしいものです。(コ)

目次(31巻10号)

今月のテーマ: この30年を概観して①

【風】

トリプル・クライシスに向き合う
～気候変動、生態系、環境汚染の危機……田崎智宏 1

【ながれ】

この30年の市民セクター～2つの大地震と2つの
非営利法人制度の確立の中で……山岡義典 3
環境報道の30年……井田徹治 5
持続可能で公正な地球の未来は可能か……松下和夫 7
この30年で、日本や世界はどう変わったか
～各分野から見た変化～……後藤敏彦 9

【寄稿】

地球温暖化の猛威がついにやってきた……佐々木勝裕 11

【報告】

データから見える日本の異常気象……事務局 12

【経営者「環境力」大賞を受賞して】

経営者環境力と今後の展望について……吉本英代 13

【環境文明社会づくり、あれこれ】……加藤三郎 15

【うごき】……16

うらかた

環境と文明

2023年10月号

2023年10月16日発行

第31巻 第10号 通巻361号

発行所: 〒145-0071 東京都大田区田園調布2-24-23

ハイツDORIKONO 301

認定NPO法人 環境文明21

TEL 03-5483-8455 FAX 03-5483-8755

E-mail: info@kanbun.org

URL http://www.kanbun.org/

年会費: 9,600円(正会員・賛助個人会員・購読)

郵便振替口座 00220-1-51770

ゆうちょ銀行〇二九(ゼロニキュウ)店 当座 0051770

取引銀行 三菱UFJ銀行 武蔵小杉支店 普 3973465

発行人・編集人: 藤村コノエ 印刷所: 株式会社大川印刷